

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-K2-0010	特別調達資金事務処理システムの運用 管理支援役務（R 0 8 延長）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和1 0 年 3 月 3 1 日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年9月8日(火) （1 0 : 3 0）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E 2 棟 3 階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第7 1 条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD 等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の1 0 %に相当する額を加算した額（当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の1 1 0 分の1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5 の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 入札に関する条件 仕様書4.1 (2)①～⑧に定める本業務の実施体制並びに仕様書5.3(3)ア～ウ)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和8年 8 月 2 4 日（月） 1 2 : 0 0 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。

- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 9月 4日 (金)までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕 様 書			
件 名	特別調達資金事務処理システムの運用管理支援 役務（R 0 8 延長）	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 1 日
		仕 様 書 番 号	
		作 成 部 課	大臣官房会計課

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、防衛省において使用する特別調達資金事務処理システム（以下「本システム」という。）の運用管理支援役務（R 0 8 延長）について規定する。

1.2 用語及び定義

本仕様書において特に定義の明確化が必要と考えられる用語は、別紙 1 に示すとおりである。

1.3 引用文書

本仕様書における引用文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部をなすものであり、引用文書に定める項目が本仕様書と相違する場合は、本仕様書を優先する。

なお、引用文書及び関連文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- (1) 要件定義書（特別調達資金事務処理システム 4. 2. 28）（以下「要件定義書」という。）
- (2) 外部設計書（特別調達資金事務処理システム 4. 2. 28）（以下「外部設計書」という。）
- (3) 内部設計書（特別調達資金事務処理システム 4. 2. 28）（以下「内部設計書」という。）
- (4) 運用管理手順書（特別調達資金事務処理システム 4. 4. 28）（以下「運用管理手順書」という。）

- (5) 操作手順書（端末編）（特別調達資金事務処理システム 4. 4. 28）

- (6) ADAMS 異常系復旧手順書（特別調達資金事務処理システム 4. 4. 28）

- (7) 特別調達資金に関する業務の業務・システム最適化計画（防衛庁行政情報化推進委員会決定 17. 11. 30）

(8) 仕様書等

- ① 特別調達資金事務処理システムの借上（令和 4 年度、仕様書番号 5－04－00115）
- ② 官庁会計システム 外部システムインターフェース仕様書（防衛省特別調達資金事務処理システム）9.0 版（財務省会計センター R 4. 1. 4）
- ③ インターフェース仕様書（特別調達資金事務処理システム～在日米軍従業員管理システム）1.8 版（防衛省大臣官房 28. 3. 31）
- (9) 情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）

1.4 関連文書

(1) 法令規則類

- ① 防衛省の情報保証に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 160 号）
- ② 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第 9248 号。19. 9. 20）

- ③ 情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）（運情第9249号。19. 9. 20）別冊「注意」
- ④ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ⑤ 防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則（平成29年自衛隊統合達第27号）
- ⑥ 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）
- ⑦ IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）
- ⑧ 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）3号。31. 1. 9）
- ⑨ 情報システムに関する調査に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。31. 1. 9）
- ⑩ 市ヶ谷庁舎B棟1階共用電子計算機室の運用管理要領（平成30年3月30日）
リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第14550号。令和5年7月3日）
- ⑪ 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）別添「注意」（防整サ第14551号。令和5年7月3日）

(2) その他

- ① デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2025年（令和7年）5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定）（以下「ガイドライン」という。）
- ② 防衛庁中央OAネットワーク（共通システム）最適化計画（装備庁行政情報化推進委員会決定18. 1. 18）
- ③ GSS G-Net利用ガイド（2023年12月15日）
- ④ 電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（令和5年3月30日）

1.5 関連システム

本システムと接続又は関連しているシステム等は、表1に示すとおりである。

表1 関連システム

項番	関連システム	管理省庁等
1	官庁会計システム歳入歳出外システム(ADAMS II)	財務省会計センター
2	GSS G-Net	デジタル庁
3	防衛省中央OAネットワーク・システム(省OA)	防衛省
4	防衛局OAネットワーク・システム(局OA)	
5	防衛情報通信基盤(DII) オープン系	(独)駐留軍等労働者労務管理機構
5	在日米軍従業員管理システム(※)	

※ 本システムと在日米軍従業員管理システムはオフラインによるデータ授受を行う。

2 特別調達資金事務処理システムの概要

2.1 業務機能

本システムは、「特別調達資金に関する業務の業務・システム最適化計画」（防衛庁行政情報化推進委員会決定 17. 11. 30）の主要目的である特別調達資金に係る事務を電子化することで、事務の簡素化・効率化・合理化を図るとともに安全性・確実性を向上させることを目的に構築したものである。

(1) 特別調達資金に係る事務の電子化

本システムは、表2に示す特別調達資金に係る業務の帳票類の作成、帳簿登記、決算報告書等の作成並びに他省庁システムと接続し、オンラインで国庫金の振替、振込等を実施している。

表2 特別調達資金業務の概要

項番	業務名称	業務概要
1	年間使用計画業務	翌年度における資金使用計画を作成し、財務大臣の承認を得る。
2	示達業務	労務費、需品費の調達要求及び年間使用計画に基づき使用計画示達表を作成し、示達を行う。
3	契約業務	役務及び需品の調達に係る業者決定、契約の締結、監督、検査を行う。
4	交付業務	資金要求及び資金使用計画に基づき資金交付通知書を作成し、交付を行う。
5	支払業務	従業員に対する給与・旅費・退職金等の支払及び需品費の支払を行う。
6	請求業務	役務及び需品の調達に係る「インボイス」（請求書）の送付、納入の告知、受入金の返納命令を行う。
7	償還業務	役務及び需品の調達に係る償還金の受入れ及び債権の管理を行う。
8	決算業務	国庫金運用計算書、受払決定計算書、受払総報告書等を作成し、財務省、会計検査院及び参議院へ報告を行う。

(2) 既存ネットワークの活用

本システムは、専用のネットワークやクライアントを持たず、既存ネットワークであるD I I 及びG-N e t を活用している。また、利用者側の端末は、防衛省O A ネットワーク・システム及び防衛局O A ネットワーク・システム（以下「省O A ・局O A 」という。）を活用している。

(3) 他省庁システムの活用

本システムは、駐留軍等労働者（約2万5千名）の給与・退職手当・旅費等の計算を(独)駐留軍等労働者労務管理機構（以下「独法」という。）の在日米軍従業員管理システムで行い、計算結果のデータ（以下「独法データ」という。）の提供をオフラインで授受し、帳票の作成及びADAMS II への払渡情報の登録を行っている。また、支払手続をADAMS II と接続しオンラインで国庫金の振替、振込等を実施している。

2.2 システム概要

2.2.1 運用時間帯

(1) 本システム稼働時間（機器が稼働している時間）

原則として24時間365日である。

機器保守等の作業のためにやむを得ずシステムの稼働停止を行う必要がある場合は、官と調整のうえ、停止時間を可能な限り短くできるように対応すること。

(2) システムサービス提供時間（利用者がシステムを利用可能な時間）

原則として土日及び祝日並びに年末年始を除く、平日の07:00～23:00である。

ただし、ADAMS IIの機能をオンラインで利用可能な時間は08:45～17:45である。

2.2.2 システム概要

本システムの概要は、別図1に示すとおりで、表1に示す関連システムと接続している。（別図1は特別調達資金事務処理システムの運用管理支援役務（R08）延長別冊（以下「別冊」という。）によるものとする。）

2.2.3 ハードウェア構成

本システムのハードウェア構成は、別図2に示すとおりである。（別図2は別冊によるものとする。）

2.2.4 ソフトウェア構成

本システムのソフトウェア構成は、別図3に示すとおりである。（別図3は別冊によるものとする。）

2.2.5 ネットワーク構成

本システムのネットワーク構成は、別図4に示すとおりである。なお、ネットワークは、DII及びG-Netを利用するものとする。（別図4は別冊によるものとする。）

2.2.6 機能概要

本システムの機能の概要は、別紙2のとおりである。また、本省、各局・事務所の担当官ごとに別紙3のメニューにより業務を実施し、別紙4の画面の利用、別紙5の帳票・帳簿の表示・印刷を実施。（別紙2、別紙3、別紙4及び別紙5は別冊によるものとする。）

なお、本システムの規模は、表3のとおりである。

表3 規模

項目名	プログラム資産規模等	備考
業務機能	220,937 ステップ	J a v a
	18,265 ステップ	J s p
帳票・帳簿出力機能	31,114 ステップ	J a v a
データベースアクセス機能	817,093 ステップ	J a v a

表3 規模(続き)

他システム接続機能	13,650 ステップ	C++
メニュー数	104 メニュー	別紙3
機能数	102 機能	別紙2
画面数	99 画面	別紙4
帳票数	130 帳票	別紙5
マスタ数	26 マスタ	別紙6※
テーブル数	167 テーブル	別紙6※

※ 別紙6は別冊によるものとする。

3 役務に関する要件

3.1 全般

- (1) 契約相手方は、本役務の履行にあたり、業務の意図及び目的を十分理解した上で、本仕様書の各要素を満足させなければならない。
- (2) 契約相手方は、本役務の履行に係る官との連絡調整及び業務全般を統括する者を定め、大臣官房会計課予算総括班に通知するものとする。
- (3) 契約相手方は、本役務期間中、役務実施体制について適宜官の監督を受け入れるものとする。
- (4) 契約相手方は、本役務の履行に際し、官の保有する資料等で貸与を受ける必要がある場合には、大臣官房会計課予算総括班と調整の上、貸与を受けることができるものとする。
- (5) 契約相手方は、貸与された資料等がある場合、その取扱いなどに関し、官の指定する条件を遵守し、業務の完了後速やかに返却するものとする。
- (6) 防衛省から「調達における情報セキュリティ基準」の適合を取得していること。

3.2 前提条件

- (1) 業務に必要なハードウェア、ソフトウェア、ライセンス、マニュアル、通信料などは、官の負担とする。
- (2) 特別調達資金業務に係るアプリケーション可用性は、95%以上とする。
- (3) 障害の連絡を受けてから、原則、4時間以内で障害復旧完了とすること。

3.3 役務期間

役務期間は、令和9年3月1日～令和10年3月31日までとする。

なお、契約締結後から令和9年2月28日までについては、現行契約相手方からの引継ぎ期間とする。

3.4 情報セキュリティ対策要件

- (1) 本システムのセキュリティ基準は、「情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）」により定められた保護プロファイルMOD-1（以下「MOD-1」という。）を適用するものとする。

- (2) 情報セキュリティ対策は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に示す対応を実施すること。
- (3) 情報漏えい等の情報の機密性、完全性及び可用性に影響を及ぼすイベントが発生した場合は、その対処について官を支援すること。
- (4) 詳細については、要件定義書の「情報セキュリティ要件定義」を参照すること。

3.5 役務内容

本件における役務内容は、表4のとおりとする。

表4 役務内容

役務内容		対応頻度
1 システム運用業務		
	(1) 稼働管理	
	サーバの監視及びバックアップ確認	
	・サーバの稼働状況の監視（バッチ処理結果の確認、ログデータの収集、分析、保管、不正アクセス状況の監視 ^{※1} を含む。）	月2回
	・バックアップ処理結果の確認、LT0 テープ容量確認及び交換	
	(2) キャパシティ管理	
	共有資源の状況収集、把握	
	サーバ共有資源の状況の監視、機器毎の許容量の監視	月1回
	(3) ハード構成管理	
	機器構成情報の収集、把握	
	機器の状態の監視及び修理・部品交換等に係る提案	月1回
	(4) サーバ環境管理	
	① OS等の設定、更新	
	システムの運用上に必要なパッケージソフトウェア（OS、ウィルス対策ソフト等）の改良版及び修正パッチ等の適用	年2回程度
	② ドメインや共有資源の設定、更新	
	ドメインや資源の共有化を行い、情報の更新を行う。	年2回程度
	・システム稼働時間における各クライアント操作を可能とするための設定 ^{※2}	
	・システムの稼働時間の変更に伴うシステム（サーバ）の開始／終了及びバッチ処理等のスケジュール変更	
	(5) プログラム管理	
	リソース管理	
	業務プログラムのリソース（ソース、ロードモジュール等）の管理	月1回

表4 役務内容(続き)

(6) 障害対応	障害発生時の原因の分析及び切分け	
	システムの監視により障害を発見した場合、システム管理者から障害の連絡を受けた場合の対応（外部接続システムとの接続に係る異常発生時の対応（連携データ取り込み不能等を含む。） ・ 障害発生時の原因の分析及び整理 ・ 対応策の検討、代替手段及び当面の運用方法等の指示※3	月 2 回
2 システム保守業務		
(1) 業務プログラムの修正等対応	日常発生する微細な業務プログラムの修正等	
	システムに関連する業務プログラムの修正等対応	月 1 回
(2) 障害対応	障害発生時の修復措置等※4	
	・ 障害がデータの修復に及ぶ場合のバックアップからの回復、業務プログラム及びデータ修正方法の検討及びスケジュール作成 ・ 業務プログラム及びデータの修正・回復処置の実施	月 11.4 時間程度
3 その他の業務		
(1) 提出書類等の作成	「5 提出書類等」に示す各種提出書類等を、提出期限までに提出する。	
	表 6 参照	
(2) 定例会議	定例会議を実施し、支援実績及び問題対応結果の報告を行うとともに議事録を作成する。 ・ 支援事項を懸案管理し、官側の確認を得ること。 ・ 本システムの有効活用するための助言を行うこと。	
	月 1 回	
(3) その他	① 関連システムに係る作業及び支援	
	関連システムの換装や仕様変更及びその他調整等が発生し、本システム側で何らかの作業や調整が必要となった場合は、それに係る作業及び支援を実施する。また、必要に応じて、調整会議等に同席すること。1.5 関連システムとは以下項目を例に実施する。 ・ 接続先システムから調査表への回答及び調整支援 ・ 接続先システムの換装に伴う作業及び調整支援 ・ 接続先システムの増設・改修作業に伴う作業及び調整支援 ・ 接続先システムの業務継続訓練に伴う作業及び調整支援 ・ 接続先システムの利用に関する調査及び調整支援	月 1 回

表4 役務内容(続き)

		② 問い合わせに対するシステムの操作説明等	
		本システムの操作方法等の問合せに対して、説明（帳簿、報告書等の他機能との関わり合い説明も含む）対応すること。	月 8 回
		③ システムに関する資料作成業務	
		本システムに関する各種調査依頼、資料作成依頼に対応し、作成支援等すること。詳細は官と調整すること。	月 1 回
		④ 特別調達資金業務運用上の支援	
		・決算時、年度更新時等の計数の検証等及び特別調達資金業務運用上の問題点（報告書、帳簿の金額不一致等）が発生した場合、システムの観点から調査及びデータ修正、修正方法の検討及びスケジュールの提案をすること。詳細は官と調整すること。 ・特別調達資金業務運用上、現行システム機能外の業務が発生した場合、現機能を利用した代替業務の提案及びデータ修正方法の検討及びスケジュールの提案をし、特別調達資金業務運用上の支援をすること。詳細は官と調整すること。	年 2 回

※1 不正アクセスを発見したときは、すみやかに「5 提出書類等」項番5の不正アクセス報告書を作成すること。

※2 IDパスワードの追加、修正等及びそれに伴うアクセス権の設定及び変更等通常運用時における手動操作支援作業を想定。

※3 障害が発生したときは、「5 提出書類等」項番4の障害報告書を作成すること。

※4 プログラム修正及び各試験に必要なソフトウェア開発環境（開発用機材及び消耗品等）については、契約相手方が準備し、負担するものとする。なお、開発作業は原則契約相手方の組織内で行うものとする。

(1) 修正要望に係る要件の把握、確認

(2) 業務要件の詳細化及び仕様の確定（仕様確定段階においては、画面、帳票、業務フロー等分り易い業務詳細資料を作成し、官側の確認を得ること。）

(3) 基本設計、詳細設計の実施及びプログラムの製造

(4) 単体試験、結合試験、総合試験の実施（試験に際して発生した不具合に関しては、本修正に直接起因しない場合も含め、全て改修対象範囲として対応すること。また、総合試験に関しては本番環境と同等な試験環境を整備し実施するものとし、試験結果については成績書等にて報告し官側の確認を得るとともに、作業日報に添付すること。）

(5) 上記（1）～（4）の修正作業に伴う既存各種ドキュメントの改訂及びシステム設定変更

(6) 改善要望に基づく操作手順書の改訂

4 実施体制及び方法

4.1 本役務の実施体制

- (1) 本プロジェクト全体の実施体制は、図1のとおりとし、契約相手方は、官と随時協議して、円滑かつ確実に作業を実施すること。

また、各業者間で調整が必要な場合は、官の指示に従い、連携して作業を実施すること。

- (2) 契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合は事前に官側と協議するものとする。

① 役務作業関係者は日本国籍を有していること。

② 役務従事者は、日本語での円滑な対応が可能であり、以下の条件を満たしていること。

ア 統括責任者

システム運用管理について、本システムと同等規模以上のシステム運用管理における統括責任者の経験を2年以上有すること。また、経済産業省所管の情報処理技術者試験の

うち、プロジェクトマネージャ（PM）資格保有者又はプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）資格保有者又は（PM）、（PMP）と同等の能力を有すること。

イ グループ責任者及びその他の従事者

システム運用管理について、本システムと同等規模以上のシステムの運用管理における経験をグループ責任者は5年以上、その他の従事者は2年以上有し、以下の資格等を有していること。

(ア) 開発言語として J A V A、データ記述言語として HTML 及び XML を用いた W e b アプリケーションの開発又は運用管理業務の経験を有すること。

(イ) 以下の O S を使用したシステムに従事した経験を有すること。

- ・ W i n d o w s S e a v o r 2 0 1 9 以上

- ・ W i n d o w s 1 0 以上

(ウ) 以下のミドルウェアを使用したシステムに従事した経験を有すること。また、以下に関する各種研修等の受講実績により同等のスキルを有すると証明できること。

- ・ W e b アプリケーションサーバ（ C o s m i n e x u s 又は同等品）

- ・ R D B M S （ H i R D B 又は同等品）

- ・ 運用管理（ J P 1 又は同等品）

- ・ トランザクション管理（ O p e n T P 1 又は同等品）

(エ) S Q L を用いたシステムの操作業務に従事した経験を有すること。

(オ) 情報セキュリティに関する資格又は社内研修等により、十分な知識を有していること。

(カ) 本システムの情報セキュリティポリシーについて正確に把握すること。

(キ) W e b システムに係る障害対応、構成変更、稼働分析、セキュリティ管理、保守業務及びこれらの対応の記録・保管のすべてを含むシステム運用管理業務に従事した経験を有すること。

(ク) 本システム及び本システムと接続する 1.4 関連システムの仕様及び「特別調達資金に関する業務の業務・システム最適化計画」並びに特別調達資金業務を十分に熟知すること。

(ケ) 1.3 引用文書に示された本システムの詳細を十分に把握、理解すること。

③ 品質マネジメントシステムの規格である「 J I S Q 9 0 0 1 」又は「 I S O 9 0 0 1 」(登録活動範囲が情報処理に関するものであること。)の認定を、業務を遂行する組織が有している事業者であること。又は、同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること(管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること)。

④ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。

⑤ 本業務と同等以上な官公庁等公的機関に係る機器賃貸借及び保守役務の実績を過去3年以内に有すること。

⑥ 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人を確保すること。

- ⑦ 前記⑥の役務作業関係者が、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- ⑧ 前記⑥の役務作業関係者が他の手持ち業績等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- ⑨ 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、本システムについて、漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

特別調達資金事務処理システムの改修・機能追加が新たに実施された場合は、携わる他業者を含めて、協力し、円滑な業務遂行に努めること。

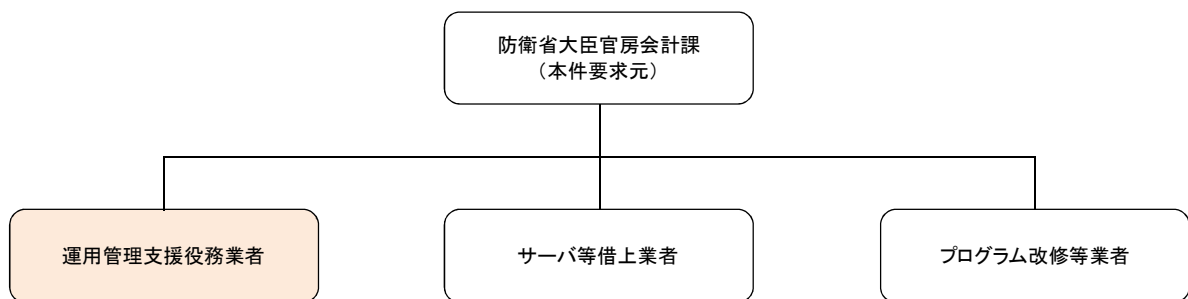


図1 プロジェクト全体の実施体制

(3) 実施計画書の作成

契約相手方は、作業実施にあたり、契約締結後、速やかに実施計画書を作成・提出し、官の承認を得ること。なお、実施計画書には、下記の内容を含むこと。

- ① 全体スケジュール（作業工程名、各作業工程の実施内容、実施期間、各作業工程の完成条件、承認対象名を含む。）
- ② プロジェクト体制図（要員数、要員の経験・スキル、連絡先、作業計画と要員配置との対応関係を含む。）
- ③ WBS（各作業の関連性（作業間の依存関係が明確になるようスケジュールをガントチャートとして記述し、明確にすること。）、作業担当、開始・完了日、各作業項目の作業内容と成果物の関係を含む。）
- ④ 会議体ルール
- ⑤ その他関連事項

また、実施計画書に変更の必要が生じた場合は、変更の理由及び変更内容とともに修正された実施計画書を提出し、官の承認を得ること

(4) 役務作業関係者名簿の作成

契約相手方は、契約締結後、速やかに本役務に従事する者について別紙7の役務作業関係

者名簿を作成・提出し、官の承認を得ること。なお、役務作業関係者名簿に変更の必要が生じた場合は、変更の理由及び変更内容とともに修正された役務作業関係者名簿を提出し、官の承認を得ること。

(5) 作業日報の作成

契約相手方は、作業実施後、実施した作業等について別紙８及び別紙９の作業日報を作成し、当月分をとりまとめたものを翌月１０日以内に提出し、官の承認を得ること。

(6) コミュニケーション

契約相手方は、月１回程度を目安として定例会議を実施すること。

(7) 役割分担

各業者間の作業分担は表５とする。

表５ 役割分担表

主 要 業 務	運用管理 支援役務	サーバ等 借 上	業務プログラ ム改修等
Ⅰ システム改修に伴う作業			
(1) OS・ミドルウェア等の設計等及び設定作業			
パラメータ設計等作業	△	△	◎
パラメータ設定作業	△	◎	△
(2) 業務プログラムの導入及び設定作業			
プログラム設計等作業	△	△	◎
プログラム導入及び設定作業	△	◎	△
(3) データ追加作業			
システムからのデータ取得	◎	－	－
データ作成	△	－	◎
システムへのデータ追加	△	◎	－
(4) テスト			
総合テスト	△	△	◎
運用テスト	△	△	◎
Ⅱ 保守			
ハードウェアに関わる障害対応	△	◎	◎※
ソフトウェアに関わる障害対応	△	◎	◎※
業務プログラムに関わる障害対応	◎	－	◎※

表5 役割分担表(続き)

主 要 業 務	運用管理 支援役務	サーバ等 借 上	業務プログ ラム改修等
Ⅲ ドキュメント			
要件定義書	◎	◎	◎
外部設計書	◎	◎	◎
内部設計書	◎	—	◎
操作手順書	◎	—	◎
運用管理手順書	◎	◎	◎
ADAMS 異常系復旧手順書	◎	—	◎

本表は業務上、特に役割を明確にする必要がある作業を示したものである。

◎：実施

△：支援

※：瑕疵担保に係る部分のみ。

5 提出書類等

5.1 提出書類等一覧

提出書類等の種類、数量及び提出期限は、表6のとおりである。詳細については、官と協議し、取り決めること。

表6 提出書類等

項番	提出書類等	内 容	提出期限	提出部数
1	実施計画書	記載内容については、4.1 作業体制を参照すること。	本契約締結後、10営業日以内	電子媒体×1
2	役務作業関係者名簿			電子媒体×1
3	作業日報		当月分を纏め、翌月10営業日以内	電子媒体×1
4	障害報告書	障害発生日時、障害内容及び原因、処置内容及び実施者、復旧日時等を記載し、提出する。	障害復旧後、速やかに	電子媒体×1
5	不正アクセス報告書	不正アクセス発生日時、内容、処置内容及び実施者等を記載し、提出する。	不正アクセス発生後、速やかに	電子媒体×1
6	要件定義書	システム保守作業に係る仕様の追加、変更を反映させた改定版を提出すること。なお、外部設計書：別冊「在日米軍従業員管	令和10年3月31日	記憶媒体×1 (DVD-R)
7	外部設計書			
8	内部設計書			
9	運用管理手順書			

10	操作手順書	理システムインターフェース仕様書」についても同様の扱いとする。		
11	A D A M S II 異常系復旧手順書			
12	業務プログラム	システム保守作業に係る仕様の追加、変更に伴うソースコード、オブジェクトコード及び実行プログラムを提出する。	令和10年3月31日	記憶媒体×2 (DVD-R)

5.2 権利帰属

- (1) 本役務において提出された提出物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条～第28条までに定める全ての権利を含む。）は、下記の場合を除いて防衛省に帰属するものとする。また、契約相手方は防衛省に対して著作人格権を行使しないものとする。
 - (ア) 提出物に契約相手方が権利を有する著作物（以下「契約相手方の既存著作物」という。）が含まれる場合、その「契約相手方の既存著作物」。ただし、契約相手方が本役務の契約前から権利を有するもので契約相手方が範囲について防衛省の承認を得たものに限る。
 - (イ) 提出物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その「第三者の既存著作物」。
- (2) 防衛省に加え、防衛省が指定する者（本システムの利用を目的とした改修等を請負う者に限る）についても、本役務の提出物の複製・改変ができるものとする。
- (3) 上記の「契約相手方の既存著作物」については、契約相手方は、防衛省及び防衛省が指定する者（本システムの利用を目的とした改修等を請負う者に限る）に改変権等を含む利用許諾権を認めることとする。
- (4) 上記の「第三者の既存著作物」については、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを契約相手方が行うこと。この場合、契約相手方は当該契約の内容について、防衛省の承認を得ることとし、防衛省は当該既存著作物について、当該許諾契約の範囲内で使用するものとする。なお、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じたときは、当該紛争の原因が自ら防衛省の責めに帰す場合を除き、契約相手方の責任、負担において一切を処理すること。

5.3 秘密保全

- (1) 官房長等又はその指定した者が定める立入禁止の掲示がある場所及び部隊等の長が定める立入制限場所等（以下「立入禁止場所等」という。）へ立ち入る技術員等は、当該立入禁止場所等への立入手続等に関する達又は、官房長等又はその指定した者が定める手続きに従い、立ち入りを許可された者でなければならない。
- (2) 立入禁止場所等において保守作業等を実施する場合は、前項の手続きの他に作業の2週間前までに各部隊等所定の立入申請書を提出し、許可を得ること。
- (3) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、1.4(1)⑥情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等

及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- (ア) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- (イ) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- (ウ) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行うものを含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- (エ) 保護すべき情報の内容については、表7のとおりとする。

表7 保護すべき情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
ネットワーク・システム情報	I Pアドレス、設計図、システム構成図、ネットワーク構成図及びアカウント情報（I D・PW等）	・設計等段階における検討中資料においても、保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 ・官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。	—
各種ファイルデータ	ファイルサーバデータ、各端末ローカルデータ及びセキュリティバックアップログ		—
セキュリティ仕様	ファイアーウォール設定値、セキュリティパッチ適用状況及び管理者パスワード		—
「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「一部非開示」が記載された情報	・情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知（運情第9249号。19.9.20）別冊「注意」 ・特別調達資金事務処理システムの運用管理支援役務（R08）延長別冊		—

- (4) 契約相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を漏えい又は他に転用してはならない。
- (5) 契約相手方は、官から貸付けを受けた文書及び電子データについては、当該業務終了時に官に返却すること。

- (6) 契約相手方は、提供を受けた文書及び電子データについては、消去又は廃棄してその旨を書面で報告すること。
- (7) 契約相手方は、本契約に係る情報及び情報システム以外の官が所管する情報及び情報システムに不要なアクセスを実施しないこと。
- (8) 契約相手方は、携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについて官と協議の上、指示に従うこと。
- (9) 契約相手方は、前項(4)から(7)に述べる事項等の情報セキュリティが侵害され又は侵害される恐れが発生した場合には、遅滞することなく直ちに官に報告すること。
- (10) 業務の遂行において契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官が認めた場合は、契約相手方は官の求めに応じ協議を行い、両方で合意の上で、改善を図ること。

6 検収

検収の要件を次に示す。

- a) 本業務の契約相手方は、成果物及び納品物について、納品期日までに官側に内容の説明を実施し、官側による提出物と実態の照合要請にも滞りなく対応して検収を受けること。
- b) 検収の結果、成果物及び納品物に不備又は誤り等が見つかった場合には、官側と協議の上、必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について官側に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品し、照合を受けること。

7 契約不適合責任

契約不適合責任の要件を以下に示す。

- a) 本業務における納入品等について、種類、品質又は数量が契約書、本調達仕様書その他合意された要件（以下、「契約書等」という。）の内容に適合しないもの（以下「不適合」という。）である場合、その不適合が官側の責に帰すべき事由による場合を除き、契約相手方は、自己の費用で、官側の選択に従い、その補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。）をすること。なお、契約相手方は如何なる場合であっても、官側の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、官側の事前の承諾を受けること。
- b) 契約相手方は、本業務の契約の履行に必要であると官側が承認した場合を除き、情報を役務事務所以外の省外に持ち出してはならない。契約相手方は、その具体的な履行の追完の実施方法、完了時期、実施により発生する諸制限事項について、官側と協議し、承諾を得てから履行の追完を実施するものとし、完了時には、その結果について官側の承諾を受けること。
- c) 契約相手方が官側から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、官側は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合、契約相手方に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 1) 履行の追完が不能であるとき。
 - 2) 契約相手方が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 3) 本業務の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ

ば契約をした目的を達することができない場合において、契約相手方が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- 4) C) 3) に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

8. 入札要件

8.1 入札制限

本業務については、入札公告時点における前年度及び今年度の防衛省統括アドバイザー業務の受注業者（再委託先等を含む。）及びこの事業者の「財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する親子会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札に参加できない。また、当該入札の受注者の再委託先になることもできない。

9 再委託

再委託は、次による。

- a) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先名等」という。）について記載した文書を提出し、契約担当官の承認を受けなければならない。
- c) 契約相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、契約担当官の承認を受けなければならない。
- d) 契約相手方は、上項 b) 又は c) により再委託を行う場合には、契約相手方が防衛省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し 7 に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 上項 b) 又は c) に基づき再委託先の事業者に業務を履行させる場合は、全て契約相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約相手方の責に帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。
- f) 契約相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合は、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

10 検査

支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

11 サプライチェーン・リスクへの対応について

- (1) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）に基づく特約条項による。

- (2) 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、納入品について、漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

12 特記事項

12.1 官の支援

契約相手方は、役務の実施に関して官と調整し、可能な範囲で、次の事項についての支援を無償で受けることができる。

- (1) 事務室、電気及び隊内電話の利用
- (2) その他、官が必要と認めた事項

12.2 引継ぎ

契約相手方は、本役務を開始するにあたり、本役務を円滑かつ確実に引継いで継続できるよう、契約相手方の負担において、前任の運用管理支援役務業者の支援を受け、本役務に従事する要員に対して十分な教育を速やかに実施すること。

12.3 その他

- (1) 契約相手方は、作業実施に当たり、官の指示に従うとともに、細部にわたり官と密接な連絡を保ち、作業が良好に、かつ安全に実施できるよう努めること。
- (2) 契約相手方は、技術的に当然実施すべき事項については、官と協議して実施すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、特約条項を遵守すること。
- (4) 本仕様書について、疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議すること。

用語及び定義

項番	用 語	定 義
1	特別調達資金	日米相互協力及び安全保障条約に基づいて日本に駐留するアメリカ軍等の需要に応じて行う物及び役務の調達を行うにあたり、一定の運転資金を用意して、米軍から代価の支払を受けるまでの間、一時的に立替払いができるようにすることにより、調達を円滑にするため設置された回転資金である。（特別調達資金設置令（昭和26年政令第205号。））
2	特別調達資金事務処理システム	特別調達資金に係る年間使用計画業務、示達業務、契約業務、交付業務、支払業務、請求業務、償還業務、決算業務を支援するシステム
3	独法データ	(独)駐留軍等労働者労務管理機構の在日米軍従業員管理システムからオフラインで取得するCSVデータのこと。
4	業務プログラム	本システム構築の為に開発された業務プログラム
5	契約相手方	本調達を落札し、契約をした業者
6	官	防衛省の担当者

別図1 システム概念図

別冊によるものとする。

別図2 ハードウェア構成図

別冊によるものとする。

別図3 ソフトウェア構成図

別冊によるものとする。

別図4 ネットワーク構成図

別冊によるものとする。

別紙2 機能一覧

別冊によるものとする。

別紙3 メニュー一覧

別冊によるものとする。

別紙4 画面一覧

別冊によるものとする。

別紙5 帳票・帳簿一覧

別冊によるものとする。

別紙6 テーブル一覧

別冊によるものとする。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	第 一 会 一 号
	調 達 要 求 番 号	第 一 会 一 号
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 7 月 日
	作 成 部 課	大臣官房会計課
	作 成 年 月	令 和 8 年 6 月 日
品 名	特別調達資金事務処理システムの運用管理支援役務（R O 8 延長）	
仕様書番号		

1 保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
ネットワーク・システム情報	I P アドレス、設計図、システム構成図、ネットワーク構成図及びアカウント情報（I D ・ P W 等）	・設計等段階における検討中資料においても、保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 ・官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。	
各種ファイルデータ	ファイルサーバデータ、各端末類のローカルデータ及びセキュリティバックアップログ		
セキュリティ仕様	ファイアーウォール設定値、セキュリティパッチ適用状況及び管理者パスワード		
「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「一部非開示」が記載された情報	・情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）（運情第9249号。19.9.20）別冊「注意」 ・特別調達資金事務処理システムの接続システム運用管理支援役務（R O 8 延長）別冊		